

浜松市山岳救助業務要綱

平成25年3月28日 浜消局達第194号

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市山岳救助業務規程(平成19年浜松市消防本部訓令甲第5号。以下「規程」という。)に定めがあるもののほか、山岳救助業務について必要な事項を定める。

(山岳救助隊員の任命等)

第2条 規程第3条第1項に規定する消防長が指定する職員は、別表第1に規定する山岳救助隊員基準を満たす者をいう。

(山岳救助隊の編成等)

第3条 山岳救助隊を2班に編成するものとし、規程第4条第1項に規定する山岳救助隊長(以下「隊長」という。)及び山岳救助副隊長を補助する者として、山岳救助隊員(以下「隊員」という。)の中から班長を置くことができる。この場合において、班長は、消防士長以上の階級にある者のうちから、隊長が指名したものをもちて充てるものとする。

(予備山岳救助隊員)

第4条 消防長は、山岳救助体制を適正に維持するため、予備山岳救助隊員(以下「予備隊員」という。)を置くことができる。

2 予備隊員を養成するための教育訓練は、別に定める予備隊員教育訓練要領による。

(適性の調査)

第5条 消防長は、隊員を指定するため、隊員の適性に関して毎年調査するものとする。

(隊員の選考等)

第6条 消防長は、次に掲げる事項に関して、消防次長及び警防課長に説明を求めることができる。

- (1) 隊員の指定に関する事。
- (2) 隊員の教育機関への派遣に関する事。
- (3) 予備隊員の指定に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、消防長が必要と認める事項

(山岳救助隊の業務)

第7条 山岳救助隊は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 山岳救助技術の研究及び訓練に関すること。
- (2) 山岳救助隊の運営管理に関すること。
- (3) 山岳救助用器具の維持管理に関すること。
- (4) 予備隊員の教育訓練に関すること。

(山岳救助隊の出動等)

第 8 条 規程第 6 条第 1 項に規定する出動は、別表第 2 に規定する山岳救助隊出動基準によるものとする。

- 2 山岳救助隊の活動が長時間にわたると見込まれる場合は、必要に応じて事前に第 2 次派遣以降のための編成を行うものとする。

(訓練計画等の報告等)

第 9 条 規程第 1 0 条に規定する訓練計画は、毎年 4 月 2 0 日までに提出するものとする。

- 2 隊長は、消防隊、救急隊、救助隊及び消防航空隊と必要な連携訓練を行えるよう、調整するものとする。
- 3 隊長は、規程第 1 1 条に規定する隊員の体調等の状況について調査し、毎年末までに消防長へ報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

山岳救助隊員基準

種別	基 準
知 識	山岳救助業務に必要な地理及び地形に関する知識がある。
	山岳救助業務に必要な動植物に関する知識がある。
	山岳救助業務に必要な気象に関する知識がある。
	山岳救助業務に必要な読図に関する知識がある。
	山岳救助業務に必要な山岳救助用器具に関する知識がある。
	山岳救助業務に必要な応急手当に関する知識がある。
	網み構造ロープによる結索方法及び支点の作成方法についての知識がある。
	山岳救助用器具を使用した、登はん及び降下法についての知識がある。
	クライミングについての知識がある。
	山岳救助用器具を使用した確保についての知識がある。
	山岳救助用器具を使用した搬送についての知識がある。
	航空救助に関しての知識がある。
	野営についての知識がある。
体 力	30kgの荷物を背負い、山間地を5時間以上歩くことができる。
	懸垂が10回以上できる。
気 力	平素から山岳救助業務に対して、自己鍛錬している。
	精神的に安定し、物事を冷静かつ的確に判断できる。
	長時間の活動ができる忍耐力がある。

別表第2（第8条関係）

山岳救助隊出動基準

事故種別	判 断 基 準
遭 難	山地、山岳及び山間地（以下「山間地等」という。）において、自力での帰還ができなくなり、救助する必要があると判断されるとき
捜 索	山間地等において、行方不明者を救助する必要があると判断されるとき
滑 落	山間地等において、滑落して自力での帰還が不可能となり、救助する必要があると判断されるとき
その他	上記以外のもので、山間地等における山岳救助隊による活動が必要と判断されるとき